

不服申立て事案答申第 307 号

不服申立て事案諮問第 358 号

件名：直近の状況報告書の不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る直近の状況報告書（以下「本件保有個人情報」という。）のうち、主治医との面談状況が記載された部分を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 7 月 14 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 8 月 1 日付けで行った不訂正決定の取り消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 訂正請求の対象となった保有個人情報について

審査請求人は、令和 7 年 6 月 27 日付けで、訂正請求のあった保有個人情報開示請求を行った。A 課は同年 7 月 7 日付けで開示決定を行ったところ、審査請求人は主治医との面談状況が記載された部分について削除すべき旨を主張し、同月 14 日付けで訂正請求を行った。

(2) 不訂正とした理由について

訂正請求制度は、訂正請求に理由があると認められる場合に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。「直近の状況報告書」は、審査請求人の復職のために利用する目的で作成され、審査請求人の健康管理区分変更申請書の添付書類として総務部職員厚生課（当時）に提出されるとともに、復職にかかる協議書類として D 課（当時）人事グループに提出されたものである。その記載内容について作成者等に聞き取ったが、作成から約 6 年が経過しており、事実関係が明らかにならなかったため、その場合には、訂正請求に理由があると確認できないことになるから、訂正決定を行うことはできない。

また、仮に訂正請求に沿って修正したとしても、審査請求人は既に退職

しており、審査請求人の健康管理区分変更や復職という過去の事実に影響を及ぼすものではなく、訂正することが利用目的の達成に必要な修正とは認められない。

よって、法第 92 条における「訂正請求に理由があると認めるとき」及び「訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」のいずれにも該当しないことから、不訂正としたものである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

ア 審査請求人が令和 7 年 6 月 27 日付けで行った保有個人情報開示請求に対して、処分庁は、本件保有個人情報を特定した上で、同年 7 月 7 日付けで保有個人情報開示決定を行った。

これを受けて、審査請求人は、同月 14 日付けで保有個人情報訂正請求を行い、処分庁は同年 8 月 1 日付けで本件処分を行った。

イ 審査請求人は、保有個人情報訂正請求書において、本件保有個人情報のうち、主治医との面談状況が記載された部分について、削除を求めている。

これを受けて、処分庁は、事実関係が明らかではなく、訂正請求に理由があると確認できず、また、訂正することが利用目的の達成に必要なことが明らかであるとして不訂正決定をしている。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

ア 処分庁によれば、本件保有個人情報の記載内容について作成者等に聞き取ったが、作成から約 6 年が経過しており、事実関係が明らかにならなかったとのことであった。そして、その場合には、訂正請求に理由があると確認できないことになるから、訂正決定を行うことはできないとし、不訂正決定をしたとのことである。

当審議会において事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、所属長等が主治医との面談を行ったことについて記載されたことが確認できるものは、本件保有個人情報を除いて見当たらないとのことであった。

また、所属長等が主治医との面談を実施する場合には、通常は、本人の同意を得た上で行われるものと解されることから、当審議会において事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、同意を得たことを示すことができる客観的な資料は見当たらなかったとのことである。

一方で、審査請求人は、審査請求書等に添付した自身の診療録には、所属長等が主治医と面談したとされる年月日の欄に、所属長等と面談したとの記載がない旨主張している。

当審議会において審査請求書等に添付されている診療録を確認したところ、審査請求人の主張するとおり、面談をしたとの記載は認められなかったものの、面談の事実がないことを裏付ける資料も認められなかった。

当審議会において検討したところ、審査請求人は面談したとの記載がないことをもって面談の事実がない旨を主張するが、面談をしたとの記載がないことをもって面談の事実がなかったと認めることはできない。したがって、主治医との面談状況が記載された部分について、双方の主張のどちらも客観的な証拠をもって示されているものとは認められず、本件保有個人情報に事実でないことが判明したとはいえない以上、処分庁の判断は是認せざるを得ない。

イ さらに、訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分等の効力に直接影響を及ぼすものではない。

審査請求人は、本件保有個人情報に記載された所属の意見が、主治医との面談に基づいて記載されたとして、不当な人事異動を受けた旨主張するが、本件保有個人情報の利用目的が、復職に係る協議のほか、復職後の人事管理事務を含むとしても、審査請求人の復職及び当時の人事管理事務については既に終了していることから、審査請求人の望むとおりに本件保有個人情報を訂正することは、審査請求人の復職及び当時の人事管理事務に直接影響を与えるものではない。

したがって、これを理由に訂正に応じることは、本件保有個人情報の利用目的の範囲を超えているといわざるを得ない。

ウ よって、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 10 . 14	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 11 . 14	審査請求人からの反論書の写しを処分庁から受理
8 . 6 . 17	審査請求人からの主張書面を受理
8 . 6 . 22 (第 262 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
8 . 7 . 13 (第 263 回審議会)	審議
8 . 9 . 29	答申